

幕末期における日向漂着唐船と海防体制

—高鍋藩史料を中心に—

黒木 國泰

はじめに

近世東九州沿海の海防について、高鍋藩を抜きには語れない。高鍋藩の領域は、現在の高鍋町を城下とし、海岸線でみると北は美々津、南は一ツ瀬川北岸の新富町まで、さらに飛び地の日向南端の福島（現在の串間市）を含んでいた。しかも17世紀末、元禄8年(1695年)からは、自藩領海に加えて、天領細嶋漂着唐船に対する責任も加わった。⁽¹⁾ これに隣藩への漂着唐船情報を幕府に届け出る義務等を含めると、高鍋藩は、ほぼ日向灘全域の海防にかかわらざるを得ない立場であった。したがって、高鍋藩の藩庁記録には、本藩および日向諸藩のみならず、鹿児島・大分等への漂着唐船関係記録も見えるわけである。

さて、17世紀・18世紀の日向漂着唐船・琉球船と密貿易については、すでに前稿⁽²⁾に概略述べている。そこでは、日向灘沿岸漂着唐船に対して、高鍋藩が本藩領域を越えて日向灘全域の目配りをせざるを得なかったこと。幕府編纂の『通航一覽』などによっては知りえなかった漂着地現地における動き、とりわけ漂着唐船情報について、長崎奉行・老中のもとより、漂着地の隣藩との間で行われた綿密な情報交換に着目した。さらには漂着地の隣藩もまた、唐船漂流・漂着情報を、いち早く長崎奉行・老中に報告する義務があった。さらには、長崎回送途次の各藩からのお届けも入ってきた。したがって長崎・江戸では、これら多元的情報の収集によって、居ながらにして唐船情報を客観化することが可能であった。かくして漂着地当該藩は、厳しい監視下で漂着船・民を長崎に護送する義務を負っていたのである。かかる漂着唐船手当・長崎回送システムこそが鎖国体制の外枠を形成していたと主張した。

小稿では、「幕末期」を幕藩体制における鎖国体制のもとでの海防システムが西洋の暴力の前に破綻せざるを得なくなり、ついには幕藩体制が終焉を迎える時期ととらえ、19世紀初めの異国船打払令前後から安政年間までの約半世紀間を考察の対象とする。

小稿のねらいは、第一に19世紀幕末期に日向沿岸に漂着した唐船と各藩の対処について明らかにすること。第二に幕末期の安政開港にいたる欧米の暴力に対する幕藩制社会のものがきの具体的な様子を東九州の視点から考えることである。幕末・明治期における環シナ海地域システムの再編成研究について、予備的な作業となる。

欧米列強の侵略が環シナ海世界に及び、武力によって「鎖国」体制を崩壊させられる19世紀に

において、唐船に対する対処方法も変化せざるを得なかった。この時代を日向沿岸漂着唐船・異国船関係史料を通して見ることにする。すなわち、日本にとって海防の主たる対象が欧米露国に替わり、唐船は言わばどうでもよい存在になった。漂着唐船への対処のありかたが、この時期にどう変わったかを明らかにする。

高鍋藩には、幸い藩庁日誌などの公的記録をベースにして編纂された編年史書が現存する。「本藩実録」「拾遺本藩実録」「続本藩実録」「続々本藩実録」に廃藩置県後の「藩尾録」をあわせると5史がある。

ここでは、高鍋藩の正史5史のうち「続本藩実録」「続々本藩実録」を縦軸にし、「永日記」等の藩庁記録、日向各藩の関係史料、幕府史料で補うこととする。

ちなみに、高鍋藩の学問が優れていたことは、藩収蔵書籍の質量のほか、この修史事業によって明らかである。⁽³⁾

高鍋藩の正史4史について、編者・完成年等について記すと、「本藩実録」は、藩校・明倫堂教授の大塚観瀾の編。寛政9年(1797)に成っている。全7巻でその内容は、秋月氏始祖より6代種美まで宝暦10年(1760)までを記す。次の「拾遺本藩実録」は書名の通り、「本藩実録」の闕を補うものである。明倫堂教授横尾 敬の編。慶応3年になり、全11巻。貞享元年から宝暦10年まで。

「続本藩実録」は、藩命により「拾遺本藩実録」と同じく横尾 敬が編纂。慶応元年になる。本藩実録を継ぐ宝暦11年から第10代種殷の安政元年まで、18世紀後半から19世紀半ばに至る94年間の編年記録である。「続本藩実録」を継ぐ「続々本藩実録」(綾部豹蔵等編)は、安政2年正月から明治2年6月までの記録を掲載している。

なお、句点は黒木の読みである。

I 徳川幕府の異国船打払令以後、安政開港以前の対外政策

18世紀末から、欧米列強が日本近海で示威行動をみせる。ロシアから1792年ラクスマン、1804年レザノフ、1811年ゴローニンが来日。これに対するロシア船打払令が、高鍋藩の記録にも伝えられる。文化5年(1808)3月6日の条に「ロシア船打払被仰出候段、為知申来」と見える。

1 無二念打払令以後の海防と漂流漂着船手当

19世紀になると、唐船よりも異国船が日本の安全にとっての重大問題となる。文化5年(1808)のイギリス船フェートン号の長崎侵入事件等を契機に、文政8年(1825)に異国船打払令(無二念打払令)が出された。

フェートン号事件情報が高鍋には、9月8日に入ってきている。

文化5年(1808)九月八日長崎異船入津騒動申来。(『続本藩実録』)

英船フェートン号事件以後、19世紀20年台の緊迫感を東九州史料で見していきたい。

文政8年(1825)三月十六日異国船渡来候ハ、無二念打払被仰出、阿蘭蛇(陀)

船万一見損打誤候而も、御察度ハ在之間鋪被仰出 (『続本藩実録』)

無二念打払令は迷うことなく異国船への攻撃を命じるものであり、阿蘭陀船に誤って砲撃を加えてもお咎めがないという無茶なものであった。しかし、さすがにそれでは済まなかった。高鍋藩史料を見よう。

A 幕府・長崎奉行が唐船異国船船形帆印を明白に報告するように命じた

文政八年六月四日森弥兵衛・江藤源治長崎江被差遣、唐船異国船船形帆印等明白ニ書記差出候様被仰付、遠見番所江被差遣ニ付而也 (『続本藩実録』)

B オランダ船に目印を付けさせる

文政八年十月一五日長崎通商阿蘭陀船之儀、ヲロシア・エケレス船ニ紛鋪相見ニ付、漂流汐繫等之節之ため、此度大久保加賀守殿江伺之上、通商阿蘭陀漂流汐繫等之節者目印爲建候様申渡、右目印雛形相渡置候、異国船と船形ハ同様ニ而も、雛形通之目印在之候ハ、通船阿蘭陀船と可被相心得、土方出雲守殿被仰出 (『続本藩実録』)

無二念打ち払い令が出されて3月もたたぬ内に、史料Aのとおり、文政8年(1825)6月4日に長崎奉行から唐船・異国船の船形・帆印を明白に描いて差し出すように命ぜられた。つまり、船形・帆印を確認させて、むやみに攻撃する事のないようにしたといえる。この後、各藩の漂着唐船記録の中に、絵師による漂着唐船の絵が載せられることになったわけである。たとえば、後述の高鍋藩『永日記』の安政元年漂着唐船絵図などがある。

さらに史料Bのとおり、長崎奉行土方勝政が、老中大久保加賀守忠真にお伺いの上で、船形が同じ阿蘭陀船を他の異国船と区別して砲撃を免れるようにするために、阿蘭陀船に目印を立てさせるようにしたこと。雛形通りの目印があれば通商阿蘭陀船と心得て攻撃することのない様に、目印の雛形を周知させたいとのことである。

オランダ船がロシア船・エゲレス船と船形等見た目だけでは紛らわしく判断ができないので、オランダ船には目印を立てさせることにした。その目印雛形を西国筋郡代と各藩に配布したわけである。

西国筋郡代文書の『唐船一件』にこの目印「日本通商」の雛形図(図1)がある。10月15日には、その目印の雛形を高鍋藩が受け取り、オランダ船と他の欧米諸国の異国船との区別ができるようになったわけである。⁽⁴⁾



図1 日本通商の雛形図

2 異国船打払令直後の東九州天領の海防対策をめぐる動き

西国筋郡代塩谷大四郎が、勘定奉行に対して日向国内天領の海防についてお伺いを立て、勘定奉行がこれを沿海の大名たち、高鍋藩秋月氏、延岡藩内藤氏、飢肥藩伊東氏に命令した。(A) そうしておいて、5月には、西国筋郡代の塩谷大四郎から各大名への命令が出された。(B) (C)

- A 文政8年4月29日西国郡代塩谷大四郎支配所・日向国臼杵郡那珂郡海辺江異国船渡来之節、大四郎が案内次第、早速人数可被差出、右者大久保加賀守殿江伺之上、此段申達候、西三月右=付遠見番所台場等、取建候筋=ハ無之、人数差出方之儀ハ、御殿勘定所江可相問合候、西三月右留守居被呼出被仰付 (『続本藩実録』『唐船一件』65)。
- B 5月17日異国船一件之儀=付、塩谷大四郎様を御達之筋在之候付、富高迄掛之者、罷越候様被仰越候付、石井久太夫被差遣 (『続本藩実録』)。
- C 5月21日日向国支配所海岸江、異国船渡来之節、拙者も及御通達次第、御人数御差出有之候筈、御勘定所を御達申候旨、申来候、尤御人数高等之儀者、猶又差圖有之候趣=付、其節可及御談候得共、先此度手附手代共之内を、及御懸合候儀可有之間、是又御承知被置候様、致度存候、以上 (『続本藩実録』『唐船一件』61)

天領細嶋への漂着異国船の対処について、西国筋郡代塩谷大四郎からの書付を、Bの通り富高出張陣屋から高鍋藩の石井久太夫が受け取る。

文政9年(1826) 11月平田・伊倉を上り櫛時^{とき}御境目迄異国船渡来之節、出張陣場并鉄砲相図旗合試、且陣所より船付まで丁間、其他浜地道筋丁間相改として内田主水・坂田衛織初掛役差越、尤田村雄右衛門・村田三助等富高江掛合之上、細嶋江差越

12月14日蚊口湊口より佐土原境目迄、異国船渡来之節、手当場所見分、
大目付以上差越 (『続本藩実録』)

文政9年11月11日高鍋藩領内北方の平田伊倉から櫛時まで異国船渡来之時の出張陣場と鉄砲等のことについて富高手付・手代と懸合。

同年12月14日蚊口湊口から佐土原境目まで異国船渡来之節、手当場所の見分 (『続本藩実録』)

異国船渡来に備えての陣場・手当等^等の改めを命じている。さらには富高手代と掛け合いの上、天領細嶋に出張。

3 異国船渡来に対する防備

(1) モリソン号事件

天保8年(1837)6月に、浦賀沖でアメリカ船モリソン号が打払令によって打ち払われた。さらにモリソン号はその翌月7月12日に鹿児島に現れ、鹿児島藩からも砲撃により追い払われた。

七月廿三日、大隅国佐多村沖江、去ル十二日異国船壹艘乗行躰相見=付、御城下を手当人数被差

出候処、薩摩国之内児ケ水浦沖江漂居、漸々近寄ニ付大筒等打放、猶又嶋津但馬江一組之備相添差出候段、為知来
(『続本藩実録』)

鹿児島藩に異国船が「漂居」したので、大砲で追い払ったという知らせが高鍋藩に届いている。幕府は、モリソン号打ち払いの報復があるものと恐れた。

(2) 鹿児島藩から琉球国への異国船漂着情報を高鍋藩が入手

弘化元年(1844) 8月8日薩州の琉球国へ異国船一艘漂来致候段、為知来 (『続本藩実録』)

琉球国に異国船漂着について、鹿児島藩からの連絡あり。この年3月に、フランス極東艦隊が琉球に上陸し、キリスト教布教を行うなど鎖国体制の一角を崩している。この年7月には鎖国撤廃を勧告する国書を持ったオランダ使節が長崎に来航している。ここでは8月での情報なので、後考を待つ。

4 嘉永2年(1849)幕府が沿海諸藩に海岸絵図面の作成を命令

アヘン戦争情報を受けて、幕府は、いよいよ異国船の来襲を想定して、海岸絵図面を各藩に作成させ提出させている。

幕府大目付が高鍋藩江戸留守居を呼び出し、海岸絵図面の作成を命令した。この情報は嘉永2年(1849) 10月20日に高鍋藩に入った。すなわち海岸から沖の方へ30間め、1丁、5丁、10丁、20丁、30丁めごとの6段階の海岸線沿海の深さを測量させ、絵図に描いて提出させた。この命令の前提には、メートル法換算で最長3千メートル余もの沖合の海の深さを測量する技術を各藩が持ち合わせているとの判断があったわけである。

御領内海岸在之候ハ、何国何郡何村と御領分ニ、一村毎ニ海岸里数丁数、海岸の沖の方へ、三十間目老丁目五丁目十丁目廿丁目三十丁目等之浅深、海岸左右隣領名前村名相給名前等迄、巨細絵図面へ相認差出可申旨、御留守居呼出、大目付の御達之旨申来ル (『続本藩実録』)

もとより高鍋藩だけのことではない。このとき描かれた絵図、仮称「嘉永2年海岸浅深絵図」の写しが各地に残っている。インターネットによっても、徳島大学附属図書館「淡州海岸図(端裏)」、「蝦夷地全図」仙台藩白老元陣屋資料館所蔵、「箱館附近絵図」宮城県立図書館所蔵、「箱館濶内測量之図」函館市立中央図書館所蔵(高木崇世芝「古地図と地域史研究」『北海道立図書館江別移転40周年記念講演会記録』「資料で語る北海道の歴史」参照)などを引き出すことが出来る。この時作成された絵図は全国の博物館等にねむっている。この命令に耐えるだけの当時の各藩の測量技術があったと考えられる。

5 嘉永2年(1849)12月、国家総動員で異国船を防御せよとの幕府の命令

嘉永3年(1850) 3月9日異国船渡来の節取り計らい方、ならびに沿海経営手当向き心得方につき、横行の振るまい捨て置きがたいこと。前年の嘉永2年12月老中阿部正弘より「口達之覚」が

出され、武士のみならず百姓町人も惣国の力を合わせて国難に望むべきとした。「口達之覚」は長文なので抄録する。

諸侯者藩屏之任を不忘、御旗本之諸士御家人等者御膝元之御奉公を心掛、百姓者百姓たけ、町人者町人たけ銘々持寄、当然之筋を以力を尽し、其筋々之御奉公致し候儀、……即惣国之力を尽し候趣意=相当り候間、沿海之儀者相互=一和之力を尽し可被申候、……只外見無益之失費を不掛、実用永久之備第一=被心掛候様可被致候 (延岡藩「萬覚書」、『北浦町史』718)

同年9月の延岡藩の記録によると、「婦女子に至るまでも心得させる」とあるように、大戦期1938年の国家総動員法を彷彿とさせる挙国一致の状況が伺える。

嘉永3年9月13日異国軍船渡来之節、御城附高千穂迄の合図に篝火をやめ、村方では貝・鐘・鉄炮と定め、婦女子に至るまでも心得させる。本丸では半鐘を打ち、城下の寺々では大鐘・半鐘を打たせる。合図の村々繋ぎについても詳細な定めがある。(『北浦町史』725) 嘉永6年に再確認の手控えあり。(『北浦町史』765)

ところで高鍋藩の記録では、嘉永4年3月8日の条に「去年12月」に公儀より分けて嚴重な命令があったとあり、嘉永3年12月であるかの如くだが、その箇所に記載が見られない。一方、上記の延岡藩「萬覚書」には、詳細な記事が嘉永2年12月に出されたものとして記載されている。このことから、嘉永2年12月に阿部正弘が命じたものと理解しておきたい。⁽⁵⁾

また『徳川実紀』愼徳院殿御実記巻13嘉永2年12月28日に「この日異船防禦の事によって令せらるゝ旨あり」とある。ここで問題とする異国防禦について命じられたとある。一方、『徳川実紀』の嘉永3年12月には異国船関係記事はない。これによっても前記のとおり、嘉永2年12月の命令ととらえるべき記載と理解できる。

6 異国船渡来情報の最緊急性

嘉永5年12月8日急御用=而、江戸不時便の節、船便延引=付、以来大坂迄惣陸飛脚差立候ケ条○異国船渡来之節、御料(領)并御近領=而異変有之、御人数差出候節、御領分=而大成騒動又ハ百姓逃散等之節、大風雨洪水之節、(下略) 『続本藩実録』

江戸に知らせるべき緊急異変の際に、船便の延引のため大阪までの総陸飛脚によってでもお知らせすべきことの条目の筆頭に、異国船渡来があげられている。対外問題が重大事と目されたからである。

7 ペリー書簡にたいする対策の上書を発送

ペリー来航、嘉永6年6月3日(1853年7月8日)の直後、各藩に対して、老中阿部正弘がアメリ

カよりの書簡と和解の写しを渡し、国家の一大事であるので、意見があれば申し上げるように命じた。高鍋藩では、軍学に心得のあるものに意見を申し出るように命じた。

その結果、上書同様のものを3封つくり、8月15日に大坂まで2封にわけて惣陸飛脚で発送。あわせて同様の書翰を美々津から船便でも出している念のいれようである。

嘉永6年(1853) 7月29日当夏浦賀江異国船渡来=付、江戸表=而諸家御固被蒙仰、右一件=付、御身廻ハ勿論、御人数且御道具取調被仰付

8月8日当夏浦賀江渡来亜墨利加船ハ公辺江差上候書翰写、江戸=而御老中阿部伊勢守(正弘)様ハ御渡、此度来着之儀ハ国家一大事故、御存寄之品も有之候ハ、被仰上候様書翰和解書写2冊、江戸ハ到来、依之役人中ハ者頭中、軍学師範頭取、学校御用掛中軍学相心掛候者江、存寄申出候様被仰付、御采托之上、御上書之下書、横尾仲治江被仰付
(『続本藩実録』)

後の安政5年(1858)にも、対外政策について、幕府から各藩にたいして意見を出させている。同じく『続本藩実録』に次の様にある。

安政5年7月18日

墨夷之事神州之大患、國家之安危=係リ、誠=不容易奉始神宮御代々江対シ、恐多被思食、東照宮以来之良法、変革之義ハ、闔國人心之帰向=も相拘、永世安全難量、深被悩叡慮候、尤往年下田開港之条約不容易之上、今度仮条約之趣=テハ御國威難立被思食候、且諸臣群議=も今度之条々殊=御國体=拘リ、後患難測之由言上候、猶三家以下諸大名へも被下台命再応衆評之上、可有言上被仰出候事

写

○先年神奈川并下田=おゐて取結候亞米利加國条約之趣ハ、具=京都へ被仰進候得共、此度之義ハ不容易御変革=付、各存寄をも御尋被遊、衆議御参考之上、条約為御取替之方=御決着、別段御使ヲ以叡慮御伺相成候処、別紙之通、勅答被仰出候、素ハ戦争之叡慮ハ不被為在趣=候得共、方今万國形勢一変之折柄、御処置之次第=寄候テハ、忽仇讎之姿と相成、御全國之大事=及び、國家之御為不相成、可奉休宸襟期も被為在間敷候付、先般京都へ被仰立候外、御扱方無之と思召候、且今度衆議被聞召度との義ハ既=昨年来、各存寄御尋之上之義=は候得共、勅定之趣も在之候間、猶篤と致勘弁、各存慮之趣、早々可被申立候事

写

- 一 永世安全可被安叡慮之事
- 一 不拘國体後患無之方略之事
- 一 下田条約之外、御許容不被遊、御許容候節ハ自然及異変候も難計=付、防禦之処置被聞食候

事

右条々衆議可有言上事

- 一 衆議言上之上、叡慮猶難被決候は、伊勢神宮神慮可被伺定儀も可有之哉之事右ハ衆議ニ不及候事

右之通写之通、垂墨利加一件之儀ニ付、御存寄被爲在候ハ、今般從公儀被仰出候付、御存寄書五月十日堀田備中守様へ御直々御差出被遊候段、江戸に申来

8 幕府から各藩に対し実用第一、永久の海防を求める

嘉永7年(1854)6月15日に、下記の通り、幕府からの命令を受けての高鍋藩の対処記事がある。ペリー提督の願いだてなど、いずれも御大禁の事であり、とり上げられるはずの無いところ、公儀には、防備体制が調っているわけではないために、先日、和親条約を締結なされた。しかし備えが調べば、ご大法のとおり、開港条約を撤廃することもありうる。その節に、アメリカが攻撃してきても江戸近海は厳重な守りにより、異賊の勝利はあり得ない。そこで諸国を攻めてくることも予想されるので、各藩は、領内の海岸を広く防備しなければならないけれど、とどきかねるのではないかと、公儀は心配している。

さらに公儀からの命令により、実用第一にして、永続きする防御お手当のことに付いて、銘々が意見を出すように、者頭・学校御用掛、その他軍学師範頭取のかねて免許皆伝の者へ仰せ付けられた。

嘉永7年(安政元年)6月15日近来異国船追々渡来数ヶ条之願立、何も御大禁之事ニ付、御取り揚無之筈之处、公儀ニも未器械御全備無之、故ヲ以、先日平穩之御取扱ニ候得共、器械御全備之上ハ、御大法之通御取計可相成儀難計、其節及乱妨候共、江戸近海ハ嚴重之御手当ニ付、異賊ニ勝利無之儀ハ必然可有之、左候得ハ、諸国江相廻り、如何様之横行歟、可致御領内海岸広手当届兼可申と御心配思召候、又從公儀実用第一と被仰出候間、実用第一永久之防禦御手当之儀、銘々存寄申出候様、者頭中・学校御用掛中、其他軍学師範頭取兼而免許之者江被仰付

(『続本藩実録』)

II 安政2年日向漂着唐船とその手当

安政2年(1855)正月に、中国沿海交易の商船である江南太倉州の唐船2隻が、高鍋藩と飢肥藩にそれぞれ漂着している。和親条約締結後の漂着唐船に対する手当方法が、これまでと異なっていたか否かを確かめてみたい。

1 安政2年高鍋藩漂着唐船

安政2年正月10日、高鍋藩野別府心見（都農町）沖に江南蘇州府太倉州崇明県の宋福盛船19人乗りが漂着した。15日に一旦、美々津港まで引き入れ。2月19日五ツ時に、長崎へ向けて出帆した。（『漂流船護送日記』）

同日延岡藩領嶋浦に停泊。翌朝卯の刻出立。（『北浦町史』790）

『北浦町史』787に、安政2年2月朔日、高鍋領漂着唐船の長崎回送のため、延岡藩が地方同心の湯浅半九郎を高鍋に遣わし、情報入手した。その聞き書き手控えに、次のことを質問し、高鍋藩から返答を得た。（ ）内が返答。①積荷品、船体の大きさ、乗員数。②漂着に至る経過。③往来証書の所持。④乗員の処遇と賄等。⑤幕府・長崎奉行所へのお届けと美々津出航の時期。（江戸・長崎・日田にお届け、隣国お知らせ済み。美々津出航の時期は不明）⑥回送船団の内訳。（10人乗り12艘程度）⑦清国船は引き船ばかりで回送するのか。（唐船には帆三ツ掛、曳舟の力ばかりではない）⑧関船数。（関船は一艘）⑨昼夜引き船か、夜間は碇泊するか。（夜は湊に停泊）⑩曳舟のこと、船印のこと。（曳舟は風波強きときのみ臨時の加勢を頼む。質唐人乗せ船、付き添い役人乗船の関船には秋月佐渡守家紋の印）ちなみに秋月氏の家紋は三撫子である。⑪領内津々浦々に用意の品々を置きたい。（不要である）

表1 長崎護送年表

安政2年	
1月10日	野別府心見沖に異舳の船壹艘が錨を降ろしたとの庄屋からの注進。（護、実）
11日	船籍等を確認。漂着唐商船であることが判明。（護）
1月13日	唐船漂着のことを富高手代、延岡・佐土原等へ連絡。（実） 富高から日田の西国筋郡代手付の者、現場に視察。（護）
14日	質唐人2人をとる。（実）
15日	唐船を福原尾から美々津に回送。（護、実）
16日	長崎・日田西国筋郡代に唐船漂着御届け、延岡、佐土原・飢肥・鹿児島藩へ唐船漂着のお知らせ飛脚を出す。（実）
2月3日	長崎回送のための浦觸を出す。（実）
2月14日	隈江五郎左衛門、美々津出張。（実）
19日	唐船回送船団、美々津出航。隈江五郎左衛門・鈴木百助帰宅。（実）
24日	出雲大社御玉串壺封、大社御祈禱御守壺封（実）
2月25日	午後、大雨風の中を航行するが、船頭が乗筋不案内のため上方へ向かい、夕刻に周防徳山領内下松に船掛りする羽目になった。（護）
2月28日	三田尻
3月10日	福浦
16日	呼子浦入船。
21日	阿翁浦入船。
22日	タスキ（田助）浦入船。

24日	川内浦へ入船。
3月29日	長崎着。(護、実)
4月1日	用達商人糸屋の案内で正使の城志津馬が長崎奉行に挨拶。
2日	唐人・唐船を長崎奉行に引き渡す。
4月3日	長崎から高鍋へ飛脚を出す。
5日	7日 長崎での買い物。
9日	長崎を出航、福田浦に入船。
4月13日	呼子出帆、下関を通過、杵築領海通船。 長崎よりの飛脚、高鍋着。無事長崎回送を終えた旨、江戸に申上。(実)
14日	佐賀上関に入船。
15日	蒲江入船。
16日	嶋浦泊。
23日	長崎回送の総人数高鍋着、帰宅。(実)

備考：出典について、(実)は『続々本藩実録』。(護)は『漂着船護送日記』。
とくに記さないものは『漂着船護送日記』による。

長文の引用ではあるが、『続々本藩実録』に沿って正月10日から2月24日までの高鍋藩の動きを確認したい。

○(安政2年正月十日)異國船壹艘商船之様子、帆三ッ船長三十間程、心見沖江漂流、海岸より十五丁程内外へ掛様子申出、依之者頭泥屋十右衛門・検者頭取儒者兼財津十太郎、代官田村淺巳、通事松尾幸十郎、仕廻次第差越候様申達

(正月)十一日 異國船漂着之儀=付、諸役方大勘定當分相止

(正月)十二日 同断=付、御馬洗相止○安政と改元、十二月五日被仰出段、江戸へ申来⁽⁶⁾

○異船を差出し書付漁師共受取帰り差出し書面、横尾仲治江和解被仰付

○異船渡来=付、美々津詰人数早速差越候様致、手当候処、唐船之様子=付、細嶋詰一手差畧出張被仰付

○奉行唐船受込田村極人病氣=付、鈴木百助出張、家老隈江五郎左衛門今夕七ッ時分 出張

安政2年正月13日に、天領富高手代陣屋と隣藩へのお知らせあり。

十三日風烈○唐船漂着=付会所相止

○横尾仲治・財津十太郎・松尾幸十郎を唐人應接之書付差出、右漂着船之儀=付、富高・延岡・佐土原等江先之為知差遣

○漂流船江江南蘇州府太倉州崇明縣宗福盛商船三百四十四號乗組十九人、昨年十一月十九日出帆、二十四日狂風=而被吹流、正月十日此地方=漂流仕候、御救被下候様願出

十四日質唐人兩人無滞召置候段、漂着場を申出

○唐船繫場福原尾下、岩石洲等多不宜場所=而、美々津江致廻船候付、美々津へ遣、見分爲仕候、千島が脇江なりと漕入度申来

十五日 唐船無滞美々津江入船候段申出、尤質唐人へ頭漕江乗せ、松尾幸十郎乗込、横尾仲治・財津

十太郎ハ唐船江乗込、美々津江廻船、應接筋不相濟ニ付也

○隈江五郎左衛門・鈴木百助ハ心見庄屋宅引拂、美々津へ差越御仮屋江着

○唐船ハ腰越ハ押込、質唐人船同様嚴重繫置、陸固番船共ニ堅固ニ申付候段申出ル

十六日 漂着船之儀ニ付、長崎・日田・延岡江一先、佐土原・飢肥・鹿児島江一先飛脚差立

十九日 漂着船之儀ニ付、當御留守詰足輕兩人、明廿日ハ飛脚出立申付

廿日 隈江五郎左衛門唐船之方、大躰片付候付、美々津ハ中帰り致ス

廿一日 漂着唐船長崎へ護送ニ付、警固都合御使者者頭城志津馬、副使御取次本締方小給財津七太郎、御祐筆筆者取次加役中小姓川崎乾一郎、本締方御目付中小姓村山貞左衛門、固役定御目付徒士香月加介、御目付黒木一右衛門、通事御目付中小姓松尾幸十郎、同筆者兼徒士奥村直五郎、内料(科)医中小姓山本玄琢、外科同森正伯へ出役被仰付

(21日の記事は高鍋図書館本のみであり)

廿八日 今日御馬洗有之、先達ハ延引ニ付

(二月三日)

○唐船引送ニ付、美々津ハ肥前迄、浦觸差出

十四日 隈江五郎左衛門今日ハ美々津へ出張

十九日 唐船美々津出船、隈江五郎左衛門、鈴木百助以下引拂帰宅

○一昨年 公儀御代替ニ付、諸國上使御巡見之儀、被仰出置候処、當時海岸防禦御手當之御時節、諸家ニ而も右備專要之折柄、御巡見有之候而者、入費不少、其上地震ニ而難渋之儀被思召、上使巡見来ルハ已年迄御猶豫ニ而、午年ハ被仰出旨、廻状を以被仰出候段申来

廿四日 出雲大神宮御玉串壺封、大社御祈祷御守壺封、異賊降伏御祈祷御神供壺封、金神除御守壺封、御教書四通式包以上、近来異船徘徊ニ付、中古蒙古被碎于神風、被依旧例出雲大社江從禁裏御所御論旨被下置之、異賊降伏退散之御祈祷被仰出、即御祈祷之御神供、因茲御武運長久、御領内安穩之御祈祷、御玉串御守御教書写、大社社役森玄蕃ハ差出候付、金式百疋御備、家老中ハも五十疋備ニ相成ル

さて喜田貞吉は、安政2年高鍋藩漂着唐船について、この『続々本藩実録』を使って、下記の通り紹介している。しかし残念ながら、読み誤りがある。第一に長崎への出港の日がち。上記の通り2月3日に長崎回送のために、反時計回りで豊後水道、関門海峡經由長崎までの諸藩への浦觸が出された。この2月3日を喜田は回送船団の出航日と読み誤っている。美々津出港は上記の通り、2月19日のことであった。第二に、喜田貞吉は、この「続々本藩実録」の誤記に従って、漂着唐船名を誤って宗福盛と記している。実は宋福盛が正しい。

安政2年正月10日、清国江南蘇州府大倉州崇明県宗(宋)福盛商船三百四十四号乗組員19人、日向灘に風難に遭い、領内児湯郡心見村に漂着す。藩廳すなわち、者頭・検者・頭取兼儒者、代官・通事等を遣わして応接せしめ、兵卒を派して警衛せしめ、急使を長崎、日田兩代官所及び〔隣藩〕延岡、佐土原、飢肥、鹿児島4藩に馳せて状を報ず。漂流船より質として船員2名を受け、美々津港に回航せしめ、乗組員は悉く腰越に滞留せしむ。ついで2月3日、

漂流船を長崎に護送す。

喜田貞吉『日向國史』下（史誌出版社、1930）下線は黒木國泰。

『永日記』（高鍋藩奉行所日記：石川正夫『高鍋町史』278頁）には、高鍋藩のお抱え絵師の手になる唐人と唐船の絵図がある。とくに唐船の図には、絵図に付け加えて文字情報が付され、船体事項の外にも詳細な解説文が見える。（前述 I 1 A）この様な漂着唐船・唐人絵図は、1825年無二念打払令の後に作成が命ぜられたものである。この書き込みを中心に、護送日記外の史料を参照すると、この船の素性は次のようである。

詳しい船籍は、江南蘇州府太倉州崇明県344号の宋福盛所有商船である。道光2年（文政6年1823）造りの船であり、漂着の年、安政2年（1855）で足かけ33年になる老朽船であった。石数二千七百七十八担。但し、二石四斗二升を一担。貫目にして、四万三千三百三十九貫二百目。おおむね千八十八石積みの船であるという。船の長さ十丈二尺五寸、幅一丈九尺、内のり一丈八尺八寸、深一丈八寸。また三本帆柱の一本宛に長さが記載されている。和船は帆柱1本であり構造も異なるが、高鍋の人々は、だいたい千石船と同じと見たようである。

漂着の経緯は、崇明県から山東省石島へ渡航し、木綿・白布、銀子をもって石島で公和棧印の豆餅（油粕）四千四百余を買ひ、嘉永7寅年（1854）11月19日石島を出航。24日難風にあつて操行不能となり、風に任せて渡来したという。豆餅とは油粕のことだとの解説もみえる。つまり、この宋福盛船は平底の江南沙船であり、当時盛んであつた北洋沿海交易船であつて、長崎貿易の船ではなかつた。護送日記の4月朔日の条、高鍋の船が長崎港で出会つた江南通字26号呉利順商船も通州府の同業の沙船である。同じく安政2年5月11日に飢肥藩折生迫に漂着した沙汰壽船も太倉州の沙船であり、長崎交易船ではない。

『永日記』によると、この唐船には、19人の唐人が乗船していた。はじめの16人までと後の3人とは、身分が異なると理解されている。3人については年齢の記載がない。正月14日に、高鍋藩から乗員名簿の提出を求められたときに、この16人だけを提出したようである。残りの3人は荷主・客商であり、身なりも教養も違つていたと考えられる。護送日記には質唐人などとして、この内の11人の姓名が記載されている。船主の宋福盛の宋姓が、前記の通り『永日記』・『続々本藩実録』では誤つて「宗」姓に筆写された箇所もみえる。その外、若干の文字の違いがある。なお、長崎奉行に引き渡すまでの間、質唐人2名をとつておかねばならない。また船主等の重役の唐人を人質にとるのが通常のありようだが、長途回送のためか、ここでは原則に従つていないようである。⁽⁷⁾

四月

十三日 引送唐船三月廿九日長崎江着船、翌四月
朔日御案内、同二日御請取相済候段、飛脚罷帰
候付、以不時便江戸江申上

長崎からの飛脚到着の日付が不明であるが、3月29日に回送船団が長崎到着。長崎奉行への引

渡万般が、翌日4月2日に無事に終了との飛脚による情報があり。これを受けて4月13日に江戸への報告使者を派遣した。長崎からの知らせを首を長くして待っていたはずであるので、到着日を記さないのは江戸への出発が遅いという判断が背後にあったのであろうか。4月23日の条に、唐船引き送りの総人数が、「昨夜帰宅」とあるので、22日に帰宅としておく。

この安政2年高鍋藩心見村（現在の都農町）漂着唐船については、延岡藩内藤氏が老中宛に届出をしている。延岡内藤藩が、漂着唐船に関して、老中に御届の控えのなかに次の3通ABCが見える。（内藤藩旧文書）

A

一安政二乙卯年二月廿一日海防掛御用番松平

和泉守殿江左之届書差出

秋月佐渡守領分日向國児湯郡心見村沖
合江、去月十日異体之船壹艘相見、此段
西國御郡代池田岩之丞手代中方在所家来之者
通達有之、依之同人支配所海岸江乗入候儀も
有之節者、兼而御達之通、人数差出候様申越
候=付、早速役人差出様子承合処、全漂流
之躰=相見候、外類船等も無之趣御座候得共、
兼而備置候因人数繰出候趣、嚴重手当仕置候段、
在所家来之者方申越候、此段御届申上候、以上
二月廿一日 内藤能登守

1月10日に高鍋藩領心見村沖に異体船1艘が発見された。天領細嶋を管理する西国筋郡代池田岩之丞の手代からの通達によると、北隣の西国筋郡代支配所細嶋の海岸に異体船が乗り入れる事があれば、かねてお達しの通り、出役人数を差し出す様にとのご命令があった。早速役人を差し出し、様子を調べさせたら、紛れもなく漂流船であった。また外に類船等も見えなかった。けれども、かねて備え置いた警護の人数を繰り出し、嚴重に手当したとのことを、在所延岡の家来から報告を受けた。

隣領高鍋藩沖での異体船発見の情報を受けて、幕府領・細嶋に乗り入れる心配もあるので、かねてお達しの通り（旧文書に記されたマニュアル通り）に、出役を出して嚴重に警護したことを、延岡藩内藤氏が老中に報告している。

これより7日後に、再び内藤氏から老中宛に出されたB文書がある。

B

一安政二乙卯年二月廿八日海防掛御用番松平和泉守殿へ

左之届書差出

去ル廿一日御届申上置候、秋月佐渡守領分日向國
児湯郡心見村沖合江、去月十日異体之船一艘

相見候間、西國御郡代池田岩之丞支配所海岸江
乗入候儀も有之節者、人数差出候様、同人手代中
申越候付、兼而備置候固人数繰出方、嚴重手配
仕置候処、右者大倉崇明縣之商船=而、全漂
流=相違無之候=付、最早人数差配方之儀見合
候様、岩之丞手代中
掛合有之候段、在所家来
之者
申越候、此段御届申上候、以上

二月廿八日 内藤能登守

天領細嶋港は、西国筋郡代の支配所である。内藤藩には細嶋に漂着船が乗り入れることがあれば、人数を差し出すようにとの西国筋郡代の手代からの「命令」があった。そこで、かねて備え置いていた固め人数の繰り出し方を嚴重に手配しておいたところ、この船は太倉崇明県の商船であり、漂流に相違ないので、もはや人数差配のことは見合わせるようにとの郡代の手代からの掛け合いがあった。⁽⁸⁾

4月に入り、高鍋藩が長崎に唐船を回送する際に、延岡藩を無事に通船したことをお届けする内藤藩文書Cがある。

C

一安政二乙卯年四月四日海防掛御用番久世大和守殿へ
左之届書差出

秋月佐渡守領内江漂着仕候唐船、長崎表へ
引送候由、去ル二月十九日、私領分日向國臼杵郡
延岡沖合通船仕候処、其後風並悪敷相成、同夕
領内嶋之浦江乗戻、船緊滞船罷在候=付、
番船附置、入念警固仕候処、翌廿日卯上刻、同所
出帆=付、為案内漕舟等差出、領分境迄見
送り、無滞通船相済候段、在所家来之者
申越候、此段御届申上候、以上

四月四日 内藤能登守

秋月藩が領内に漂着した太倉州船を長崎に回送する途次、2月19日に内藤藩領沖を通過した。ところが逆風のため、夕刻に内藤藩領島浦（延岡市島浦町）に乗り戻してきた。そこで番船を付けて嚴重に警護をし、翌朝出帆の際に、案内の漕ぎ舟を差し出し、滞り無く領分境まで見送ったとのことをお届けをしている。しかしながら、事実上高鍋藩は、島浦に停泊はしたものの、曳航等、延岡藩のお世話を受けていなかった。⁽⁹⁾ 内藤藩は、長崎回送への協力を誇張して報告したと思われる。

彼らは、長崎回送を無事に終え、4月22日に無事に帰宅している。

(4月) 廿三日 唐船引送惣人数、昨夜帰宅

後日談であるが、『続々本藩実録』によると、高鍋藩から、この時の貢献に対して安政4年に隈江五郎左衛門と奥村直五郎の両名に褒美が出されている。

(安政四年丁巳 閏五月)

廿八日

○兩種代金百五拾疋、隈江五郎左衛門右去々

年唐船漂着之節、致大義候=付、一金百疋、兩種代として鈴木百助江前同断=付、一御酒御吸物泥谷十右衛門前同断=付被成下候、其外諸役方=右=関係候者へ、御賞賜有之候

七月十七日

○(金百疋白銀壹両：割注) 奥村直五郎、先達テ

唐船漂着之節、彼是致大義候付
頭書之通被下候

Ⅲ 安政2年飢肥藩折生迫漂着唐船⁽¹⁰⁾

高鍋藩への唐船漂着からしばらくして、安政2年(1855)5月11日、飢肥藩領折生迫(現在は宮崎市)に、北洋沿岸交易船の江南沙汰寿船1人乗り組みが漂着。藩命により明教堂教授阿万豊藏が筆談応接し、外浦に曳航、6月6日に長崎に回送した。

なお、本船はこれより先、安政元年12月28日に土佐藩に漂着。4月20日に浦戸港を出航したが、再び漂流し、折生迫に漂着した。(安芸市立歴史民俗資料館所蔵文書、『大日本古文書』幕末外国関係文書)

5月15日延岡藩に折生迫漂着唐船情報が伝わる。商船漂着のため、延岡から宮崎出張は出さず。(『北浦町史』794)5月29日に飢肥藩家老から延岡藩に同月23日付けの長崎送りに際しての案内、米薪野菜などの品を購入の事についての依頼状が届く。(『北浦町史』797)

延岡藩の手控えに、これまでは漂着唐船のことを厳重に管理するため、日田代官が自ら出張してきていたのが、先年勘定人の出役のみになった。また土佐に漂着の唐船について、この春放ち船にもなったことからすると、近年は唐船漂着についてお手軽になされるようになった、という。

『北浦町史』798、安政2年6月2日曇の条、「手控」として「先年御勘定人出役に而相済候儀も御座候、既=当春土州表=漂着之唐船者放船=茂相成候趣=付、以来唐船漂着御手軽被成、御代官出役相止め」とある。

6月8日沙汰寿船回送船団が細嶋に入船。

『続々本藩実録』5月23日に、高鍋藩への飢肥藩からの漂着唐船お知らせ記事がある。

(5月)廿三日 伊東修理大夫様御領内折生迫江、唐船漂着之儀為知来○岩之丞様今朝御出立
飢肥藩折生迫漂着唐船についてお知らせ到着。

(5月)廿六日 飢肥折生迫江唐船漂着、為知来=付、御届并為知飛脚差立○飢肥唐船引送方郡司
伝兵衛・森三木^ら浦觸到来、右=付當沖通船之節、御使者城志津馬、徒士目付香月加介へ被仰付、以前蚊口江出張通船之節、勝行丸江乗船、佐土原境目迄出逢ひ漕船差向、細嶋迄警固候様申達、関船^壱艘頭漕^壱艘漕船拾五艘、水主百九拾人手当

折生迫漂着唐船について、高鍋藩から5月26日に長崎・江戸などに御届け、隣藩へのお知らせ出立。折生迫漂着唐船を長崎に回送のための高鍋領海通過許可、警護等の協力依頼について、浦觸が高鍋藩に到着した。

浦觸とは、回送の航路筋各藩に対して①領海通船許可のこと②水薪食料の入手③海路案内④風雨等非常の節は曳舟・人夫等を出して、安全に通船すべく依頼が出された。永井哲雄氏発見の高鍋藩が出した「浦々廻状」史料によると、津々浦々各藩に順達されて、高鍋藩の長崎用達商人糸谷(屋)亥吉郎に到達すべき文面である。⁽¹¹⁾

九州ならば、回送路程にそって浦觸が流されることになる。しかし四国土佐藩からの長崎回送浦觸は、大坂の蔵屋敷をとおしてであった。

文政10年3月8日大坂便での延岡蔵屋敷留守居を通しての通船潮掛かり依頼。土佐蔵屋敷から2月15日付けで、1月初に16人乗りの江南商船が浦戸に漂着した。長崎回送二付、浦々番所に心得るようにとのこと。(『北浦町史』419)

じつはこの土佐漂着唐船が、再漂流して飢肥に漂着したのである。

浦觸を受けた各藩は、それぞれに領海内を無事に回送船団が通過するように手配を怠らず。無事に通船したら、長崎奉行と老中に報告している。

高鍋領海通船について、御使者城志津馬、徒士目付香月加介に命令。以前、通船の際には、勝行丸に乗船し、漕船を出し佐土原藩境まで迎えに行き、細嶋までの高鍋藩領海の南から北の境までを警護し且つ唐船を曳航した。関船1艘、頭漕1艘、漕ぎ舟15艘、水主190人の手当であったという。

さらに沙汰寿船回送について、延岡内藤藩文書のなかに、関連資料が見える。

一安政二乙卯年七月一九日、海防掛御用番牧野備前
守殿江、左之届書差出

伊東修理太夫様御領内江、漂着仕候唐船、
長崎江御引送相成候由、去月八日能登守
領分日向國臼杵郡延岡沖合通船=付、
引船差出無滞通船相済候旨、従在所表
申越候、能登守旅中=付、此段御届申上候、以上

内藤能登守家来

七月十九日

岡本直吉

飢肥の伊東氏領折生迫に漂着の唐船が長崎に回送されるに際して、内藤藩領延岡沖合を通船につき、内藤藩が曳舟を差し出し、滞り無く領内を通過した事を老中牧野忠雅にお届けしている。

つまり延岡藩にとって隣藩ではない飢肥藩に漂着した唐船が、長崎に回送されるために延岡藩領を通過する際に、延岡藩が曳舟を出して加勢をし、無事に通船したことを老中にお届けしているわけである。先の高鍋藩漂着唐船の延岡領通船の際と同じである。この様に、回送途次の各藩が、老中宛に領海通船について一々無事を報告すべく義務付けられていたのである。

以上、要するに安政2年においても、旧来のとおりに漂着唐船を長崎に回送し、長崎から中国に送還するシステム（鎖国一送還システム）が継続していたわけである。

IV 日米和親条約以後の海防政策

1 漂着唐船の長崎回送よりも異国船問題を優先すべきとする高鍋藩の提案

前章ⅡⅢ章のとおり、和親条約締結後においても、旧来の送還システムが機能していた。けれど、新たな体制を模索する動きがみられる。開港後の安政2年6月27日になると、高鍋藩から、もはや漂着唐船を旧来どおり長崎に回送する必要性が無いという勝手な判断が出てきた。江戸留守居から老中宛の「異国船引渡伺」『続々本藩実録』を見る。

安政三年丙辰(1856)

正月朔日 例年之通御居間御規式相済

候後、御書院=而徒士以上御礼申上

異国船引渡伺

秋月長門守領分江、従先年唐船漂着度々
在之候處、其時々質唐人爲乗候船并警固
船引船等数艘差添、長崎江引送候義御坐候、
然処唐船=寄、海路并罷在候=付、直=本國江

帰船仕度旨願出候節、船柄ニ寄候ハハ、順風次第
帰帆爲仕、若又海路不案内之船ニ御坐候者、
長崎迄案内船老艘程も差添、勿論相應
身柄之者爲乗組、引送候様仕度、近来異國船
度々渡来之時節ニ相成、既ニ領分沖通船又ハ
近海被乗寄候儀も有之候得者、若唐船長
崎江引送候跡、萬一異船来着仕候節ハ、船并水
主不足仕、船手之方手当行届兼可申と心配
罷在候、依之以来前書之通、相心得取計候而ハ
如何可有御坐哉、此段御手前様方迄御内慮
奉伺候、以上

乙卯（安政二年）六月廿七日

秋月長門守家来

鈴木九八郎

御附札

内意之趣者、先是迄之通相心得候様可仕候事

もはや開国しており、異国船が度々渡来する時代である。唐船問題どころではない、ロシア・イギリス・アメリカの暴力的開港要求に対する対応に追われている状況である。

安政2年6月27日、藩庁は、異国船引渡しに関して便宜の処置に出でんことを請う。が、幕府は許さず。「先ずはこれまでの通り、あい心得候様」と命じた。

高鍋藩の伺書の文中に「近来異国船折々渡来之時節に相成り、すでに領分沖通船又は近海へ乗寄候儀も有之候へば、若し唐船長崎へ引送候跡、萬一異国船来着仕候節は、船並水手不足仕、船手之方手当行届兼可申と心配罷在候。」とある。異国船が、しばしば立ち現れる状況の中で、漂着唐船を長崎回送している間に異国船の漂着・襲来があれば、船・水手ともに不足し、支障を来す事態が予想されるという。そこで、直ちに中国に帰国したいと願う場合には、順風次第、帰国させてはどうか。あるいは、長崎までの海路不案内の場合は、高鍋藩の船1艘を案内に出すという簡便な方法をとらせて戴きたいという具体的な提案をしている。

2 嘉永7年(1854)から唐船が領海を通過するだけならば届出お知らせ不要

福島沖での異体船発見記事を『続本藩実録』、『続々本藩実録』から抜き書きしたい。

A 嘉永4年(1851)11月12日当日5日福しま市木藤浦之上、沖合5・6里之処江帆柱3本長30尋之船相見候段申来候付、長崎并日田富高御隣家江為御知飛脚差立

福島沖に異体船発見につき、長崎奉行、日田西国筋郡代と配下の富高手代、および御隣家にお知らせの飛脚をたてている。

B 嘉永5年(1852)5月18日福嶋方市木藤之沖5・6里之処、去ル14日朝、異躰之船1艘相見へ、帆柱3本南向乗行、同日夕方都井御崎沖4里之処江、異躰之船1艘、帆柱大2本小2本、

木綿帆南向乗行、15日朝何方江乗行不相知、都井之船も市木藤之沖江見候、同様之趣申越、依之御届向并御隣家向、為知取調

- C 嘉永5年12月4日福嶋都井宮浦沖3里程沖、異舩之船1艘、南東を向乗居、船薄黒長24・5尋程、帆柱3本大小帆数11、追々南江乗行、帆影も不相見段申越、依之御届并御隣家江為御知取調申達
- D 嘉永6年(1853)10月10日昨7日福嶋御崎沖10里程之所江異船相見へ候、帆柱3本船形帆色ハ不相分、丑寅向乗居段々遠沖江乗出し、今朝ニ至り相見へ不申段、8日辰刻付を以申来、依之長崎江御届御隣家江も近日申遣筈

A～Dの4件ともに長崎奉行等へのお届け、御隣家へのお知らせをしている。

ところが嘉永7年からは違っている。

<唐船が通過するだけならば御届け不要>

- E 嘉永7年(1854)2月20日去ル14日都井御崎沖15・6里之处江異形船1艘、(安政元年)柱3本丑寅向乗居、暮時分ハ南を向、遠沖江乗出し、今朝ニ至り船形不相見候之段、15日急飛脚ニ申来、遠沖之儀ニ付、御届不相成、且他所江為御知無之
- F 嘉永7年8月11日去る7日福嶋御崎沖10里程之处、異舩之船1艘、網代帆帆柱(安政元年)3本、午未を向乗居候处、8日朝ハ行衛不相知申来、遠沖ニ付長崎日田江も御届不相成、御隣国江も為知無之、右ハ唐船通船計ニ申御届ニ不及段、長崎奉行ハ差図有之ニ付
- G 安政2年(1855)5月3日 異國船壹艘、長式拾五尋程、帆柱三本あしろニ申黒く相見、船白木、黑白吹流ニ流立居、右二三里程沖上ノ方下之方江通船候段、遠見番申出、四日之朝ニ至り相見不申段申出、右者唐船ニ付、御届者勿論、御隣家江も為知不遣候
- H 安政2年8月9日 福嶋ハ昨六日未刻都井御崎沖十里内外之处、異様之船壹艘帆柱三本、船長式拾四五尋程可有之歟、屋久種ヶ嶋方面乗下リ、漂着之心配無之段、船形不相分候付、長崎并御陣屋江も為御知不相成
- I 安政2年8月10日 福嶋ハ昨七日午刻都井御崎沖十里程之处、異様之船壹艘船形碇と不相分候得共、船形届け義務ありとの関連白帆帆柱三本、船長一昨日相見候船ハ少々短候様ニ相見候、阿蘭陀船共ニ申有之間敷哉、屋久種之方向乗下候間、漂着之心配無之段、其後帆影も不相見候段申出、御届御知ニ不相成○手塚邦之丞操練御用掛都合、大坪勝太郎、水筑小一郎、同中都合(割書)初而被仰付候付相詰也

嘉永6年までは長崎奉行・日田の西国筋郡代等へのお届け、御隣家お知らせをした。しかし翌嘉永7年2月史料Eには遠沖であるが故にお届けもお知らせもしなかった。同8月Fには、嘉永6年と同じく10里ほどの沖であったけれど、遠沖とし、お届けお知らせともにせずに済ました。というのは唐船が漂着でなく通過するばかりであればお届けに及ばないとの長崎奉行からの指図があったためだという。

H Iによると①南下するので漂着の心配がない。②船形が不明のため、西国筋郡代に届出できないとする。

嘉永3年(1850年)から嘉永7年、安政2年(1855)にいたる毎年、福島沖に帆柱3本の外国船が

現れている。

通過異国船についての届出不要との長崎奉行からの指図は、嘉永6年10月10日から嘉永7年2月20日の間にあったとおもわれる。

日米和親条約は嘉永7年3月3日(1854年)に漂着についての取り決めがある。米国漂民を唐人やオランダ人同様に閉じこめ、不自由な取り扱いをしてはならないことを定めている。⁽¹²⁾ もとより唐船漂着についての取り決めはない。直接の関わりはないけれど、もはや唐船どころではない状況のなかでのことであろう。

ところが安政4年(1858)11月に、高鍋藩江戸留守居の団井誠助が老中宛に伺書を提出した。

これまでは異国船を発見する都度、届出ていたけれど、今後は、上陸等の異変のときは別として、その餘はまとめて幸便あり次第、お届けするように改めさせて頂きたい。

この願いを幕府が許可した。また唐船についても同様でよろしいことを確認した。このことが高鍋に聞こえてきたのが翌5年4月13日であった。

安政五年四月十三日

写

佐渡守領海江異國船相見候都度都度、是迄御届申上来候得共、向後上陸等仕、異変之節ハ格別、其餘者取束、幸便次第御届申上候而不苦儀ニ御坐候哉、此段各様迄御内慮奉伺候様、佐渡守申付越候 以上

巳〔安政4年〕十一月晦日 御名家来

団井誠助

右御留守居方伺書差出候处、松平伊豆守様方留守居呼出ニ而、左之通御書取ヲ以御達ニ相成

写

伺之通相心得可申候、尤相望儀在之候節ハ、是迄之通可取計候事

唐船之儀も同様之心得ニ而可然哉、留守居より類役中へ問合候处、同様ニ而可然段申聞候

異国船の領海通船お届けについて、まとめてついでに届出すればよいことが確認されたという。しかし、すでに前述の通り、嘉永7年(1854)に異国船の遠沖通船について、お届け・お知らせ不要となっていたのである。このことについて、高鍋藩が先例を確認不足であったためだと想う。

ただし、100年以上も前、元文4年(1739)6月に、沖を通るだけの唐船について、長崎奉行に届け出る必要はないという長崎奉行からの達しがある。⁽¹³⁾

この遠沖通船届出の事については、行きつ戻りつしたと想定しておく。

元文4年6月23日、先だつて（5月：『御家譜記』）飢肥藩領に琉球船が漂着したので、長崎にお届けしたところ、長崎御用聞の糸屋から、次の長崎奉行の見解を伝えてきた。（『本藩実録』）

（1）琉球船の他領漂着情報は届出ること不要。

（2）唐船にても、沖を通るばかりであれば（漂着でなければ）、お届け不要。

つまり、唐船の沖合通船情報をお届け不要とする幕府、長崎奉行の判断は、1739年（元文4年）と1854年（嘉永7年）の2度出されている。まとめてついでの折としてよい、が1859年（安政5年）である。その間には、お届けをしていたと考えられる。

3 1854年、日米和親条約締結後、異国船に対する海防体制整備のため、幕府が諸藩に操練を命令

安政元年末における幕命により、翌年正月から高鍋藩で操練を実施した。

これより早く、天保6年（1835）に異国船渡来に備えての福嶋防備の点検と訓練を命じている。⁽¹⁴⁾ この時期には鉄砲のみで大砲操練は行われなかったようである。が、20年後の安政2年には、越後流、長沼流の操練を始めた。また「操練」を訓練と呼ばないようにとの用語の統一も行っている。⁽¹⁵⁾

4 寺院の梵鐘を大砲・鉄砲に改鑄せよとの幕府からの命令

『続々本藩実録』の安政2年4月28日の条に、海防についての幕府からの命令が掲載されている。次の通りである。

（安政2年4月）廿八日 海岸防禦之為、此度諸國寺院之梵鐘、
本寺之外、古来之名器及び當時（節：続徳川実紀）時之鐘=相用
候ハ相除、其余可鑄換大砲小銃之旨、從京都被
仰進候、海防之儀、專御世話有之折柄、叡慮之趣
深御感戴被遊候事候間、一同厚相心得、海防之儀
弥可相励旨被仰出候、右之趣諸寺院江者寺社奉
行ハ申渡候間、被得其意取計方等委細之儀者、追而
可相達候

三月 大目付江

海岸防禦之為、此度諸國寺院梵鐘、以可鑄換
大砲小銃之旨被仰出候、右者武備御充實之御趣
意=候間、此外銅鉄者勿論、錫鉛硝石等何れ茂必
備之品=付、右等=而無之候而も相濟候品を右類=而
相製候茂、自今不相成事=而、是又梵鐘をも鑄
換被仰出候程之儀=付、銅鉄を以新規=佛像等
鑄造等致候儀、難相成候、佛器之儀も木製又陶器
=而も相濟候分ハ、以来銅鉄を以製造之儀、可爲無

用候

右之通可被相觸候

三月

右之趣、今般従公儀被仰出段申来候付、寺院江相達

安政2年3月付で、海防のため、寺院の梵鐘を古来の名器と時の鐘として使用しているものを除き、すべて徴発し、大砲、鉄砲に改鑄するよにとの命令が出されている。文中「京都」つまり朝廷から幕府に命令（太政官符）が届き、幕府老中はこれを受けて、大目付を通して諸藩に対し命じた形である。老中阿部正弘が、朝廷の権威を利用して寺院に対する梵鐘供出の命令を出させたといわれる。詳細については、寺社奉行から諸寺院に対し追って達しがある旨を諸藩に伝えている。次のより詳細な命令は、①銅鉄のみならず錫鉛や火薬に使う硝石等が必備のこと。②他の物で用済むものに銅鉄等の使用を禁止。③銅鉄で新規に仏像等を造ることを禁止。④仏器も木製陶器ですむものは銅鉄で造ることは禁止。以上であるので、寺社奉行からの命令であろう。これを受けて、高鍋藩では寺院に対して以上の命令を伝えた。

上記について、通航一覧には記載無し。『統徳川実紀』第3編温恭院殿御実紀（国史大系第50巻）に同文が見える。3月3日に伊勢守（老中阿部伊勢守正弘）殿御渡とある。

5 生麦事件直後の幕府の危機感が、地方に及んでいること一天領の海防について

文久2年の生麦事件の後の危機的状況を踏まえて、文久3年（1863年）2月に、日田代官（正しくは西国筋郡代）から高鍋藩に対して、いつ異国船が攻め寄せてくるか知れないので、この方すなわち天領細嶋への軍役について手当をしっかりと怠りなくせよ、という命令があり。幕末の危機感が地方末端にまで行き渡っている様子がうかがえる。

文久三年（1863）二月

日田御代官様へ、何時異国船可乗寄も難計

候間、此方固之人数差出方之義、夫々手當可有之

候得共、猶心得迄相達候段申来、右ニ付屯長

へも夫々其節ニ至り候而者、倣身報國仕様申付候（続々本藩実録）

ここには対外的危機の中で、「倣身報國」（身を捨てて国に報いる）という藩を超えた国家意識が生まれている。

文久三年三月廿三日内野虎太郎・坂田稻太郎、右福嶋江海岸見分として罷越、海防

手段取調候様被仰付

○春嶽殿御書付写 昨戌年八月、島津三郎（久光）義江戸出立節、英吉利人兩人討

果候ニ付、同國方此節横濱江軍艦差向三カ条申立候処、右ハ難聞届筋ニ付、其旨及応接候間、速戦争可相成、此段達置候

生麦事件の後、イギリスから幕府に3箇条の要求があった。しかしとうてい聞き届けがたい。そ

のため、イギリスとの戦争が必定であることの情報^{よしなが}が、松平春嶽慶永から高鍋に入っている。

むすび

19世紀幕末期における、開国をせまる米露英仏4国等の暴力によって鎖国体制崩壊に立ち至る前後の海防政策について、東九州の視点から述べてきた。

とくにフェートン号事件等の異国船の侵入と乱暴に対して、幕府は文政8年(1825)3月16日異国船打払令(無二念打払令)を出した。その後、同年6月4日に唐船異国船の船形帆印を描いて提出するように諸藩に命じた。したがって、この後の各藩への漂着唐船について、それぞれの藩ごとに、お抱え絵師を使つての絵図が描き残される事になったのである。

さらに無二念打払令では通航関係にある阿蘭陀船をも異国船として砲撃する事もやむを得ないと姿勢であったが、10月には砲撃されないように、阿蘭陀船に「日本通商」の目印をたてさせた。

天領の海防は隣領の大名が海防を担当しなければならなかった。異国船打払令が出されたころの西国筋郡代の塩谷大郎は、文政8年に勘定奉行を通して天領の隣領大名に対して、天領の万一对する防備を命令した。

安政開港前後の危機的状況の中で、全国の沿海地域での戦闘を想定して幕府は種々の対策を立てて実行している。

まず第1に、嘉永3年(1850)には、沿海の大名達に対し、海岸線の浅深を絵図に描かせて提出させた。

第2に、異国船に対する海防体制整備のため、地方にも砲台を設けさせ、安政元年末には幕府が諸藩に対して砲術等の操練を命令した。

高鍋藩では、翌安政2年正月から操練を実施した。結果的には、生麦事件後の鹿児島藩と英国との文久3年(1863)薩英戦争、下関における長州藩の対英米仏蘭4カ国との元治元年(1864)8月下関戦争のいずれにも敗北することにより、西南雄藩が攘夷から開国に転じた。

結果的に西洋の暴力の前に屈することにはなったが、幕末の操練と局地的な欧米列強との戦争は、日本人が短期間に西洋砲術を習得できる力量を持っていることを内外に示した。

とともに、対外的危機感の中で、国家意識が成長した。すなわち欧米列強に対抗するためには、集権的とはいえ本質的には地方分権制である幕藩体制を崩壊させて、近代的な中央集権国家を建設するしか日本の生きる道はないとする政治思潮が醸成され、明確に認識されるに至ったわけである。

操練の命令だけでなく、安政2年3月には、古来の名器や時の鐘として使用されているものを除き、寺院の梵鐘を鋳つぶして大砲鉄砲を造り、弾薬等も備えることを命じている。

第3に、同じく安政2年に、日向国高鍋藩と飢肥藩に漂着した中国沿海交易商船(江南商船)に対する長崎回送の様子を見ると、各藩の対応そして長崎奉行に引き渡すに至る一連の手当について、従来通りの厳格な姿勢が貫かれていると見るべきである。漂着唐船回送システム、隣藩や回送途次の諸藩からの江戸・長崎へのお届け等の漂着唐船情報伝達システムも変わらず機能していた。した

がって、日米和親条約（安政元年3月3日）以後においても、鎖国システムが完全に崩壊していたというわけではなかったといえる。

しかしながら、子細に見ると、後者の飢肥漂着唐船については、先に土佐浦戸に漂着していた。土佐藩がこの沙汰寿船を長崎に回送する途次に「放ち船」となり、再び漂流して飢肥藩折生迫に漂着したという。すでに漂着唐船に対する緊迫感が薄れていることは否めない。幕府からの土佐藩への咎めも特段無かったわけであり、唐船への手当について幕府の関心が薄くなっていたといえる。

延岡藩の手控えに、これまでは漂着唐船のことを厳重に管理するため、日田の西国筋郡代が自ら出張してきていたのが、勘定人の出役のみになった。また土佐に漂着の唐船について、この春放ち船になったにもかかわらず、お咎めもない事からすると、近年は唐船漂着についてお手軽になされるようになった、という。

日田の西国筋郡代も、米英等の異国船からの襲撃を極度に恐れていた反面、漂着唐船については自ら富高に向くこともなく、唐船への関心がほとんど無くなったといってよい。

開港後の安政2年になると、高鍋藩から、もはや漂着唐船を旧来どおり長崎に回送する必要性が無いという勝手な判断が出てきた。同年6月27日、高鍋藩江戸留守居から老中宛「異国船引渡伺」が出された。

もはや開国しており、異国船が度々渡来する時代である。漂着唐船を長崎に回送している間に、異国船が到着する様な事態が生じたら、船、水主共に不足する。そこで、直ちに中国に帰国したいと願う唐船は、順風次第、帰国させてはどうか。あるいは、長崎までの海路不案内の場合は、高鍋藩の船1艘を案内に出すという簡便な方法をとらせて戴きたいという具体的な提案をしている。

さすがに幕府はこれを許さず、従来通りに手当てしろと命じている。しかし、時代の流れはもはや止めることは出来なかった。

この激動の幕末における先人の苦労を考えると、「蒸気船（上喜撰）、たった四杯で夜も眠れず」という戯れ言で笑い飛ばすことは許されない。

小稿は、もと『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易（3）—高鍋藩史料を中心にみた東九州の沿海防備体制—』として、（1）（2）に継いで10年前に準備されたものに新発見史料を使って、手を加えたものである。

本年平成20年、石川正夫先生が亡くなった。石川先生は、『高鍋町史』など高鍋町の歴史研究に大きな功績があった。小稿でも学ばせて頂いた「続々本藩実録」など高鍋町の歴史史料の解説をほぼ終えての旅立ちであった。学恩に深く感謝し、ご冥福を祈りたい。

註

- （1）日向灘沿岸の北部については、細島は、もと延岡藩領であったけれど、元禄5年に天領となった。そこで幕府は、同8年に、近接する良港・美々津をもつ高鍋藩にたいし、細島に漂着する唐船の支配を命じた。かつまた、延岡領に漂着の唐船についても、美々津・細島から船を出すはずであり、高鍋藩にも責任があった。

一方、南部についても、日向南端の福島が高鍋藩領地であるため、福島への飢肥伊東藩と南の大隅・薩摩を領する鹿児島藩とも隣藩となる。これら南北の隣藩への漂着船についても、長崎・江戸にお届けの義務があるために、高鍋藩は実質的に日向灘一円の海防に目配りする立場にあったのである。

(2) 「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易—高鍋藩史料を中心にみた東九州の沿海防備体制—(1)(2)」『宮崎女子短期大学紀要』23号、24号。

(3) このうち、「続本藩実録」までは、宮崎県立図書館が刊行している。すなわち『宮崎県史料 第1巻高鍋藩 本藩実録』(宮崎県立図書館、1975年)、『宮崎県史料 第2巻高鍋藩 拾遺本藩実録』(宮崎県立図書館、1976年)に続き『宮崎県史料 第3巻高鍋藩 続本藩実録(上)』(宮崎県立図書館、1977年)、『宮崎県史料 第4巻高鍋藩 続本藩実録(下)』(宮崎県立図書館、1978年)として刊行されている。4巻ともに野口逸三郎氏と石川正夫氏が校訂している。

これに続く「続々本藩実録」と「藩尾録」は未刊行である。幸い石川正夫氏が刊行準備のための草稿本を作成しており、高鍋町立図書館で閲覧可能である。

「続々本藩実録」には、3種類の筆写本(高鍋図書館本・秋月本・東大本)がある。石川氏は後二者については、秋月本が高鍋図書館本を、東大本は秋月本を写したものと見る見解に立ち、高鍋図書館本を底本とし、校訂を付している。小稿では石川草稿本を使用させていただいた。

(4) 黒木國泰「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」99頁(『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』2001年3月)。

(5) 高鍋藩『続本藩実録』の嘉永4年3月8日の条に、異国船防御について、去る12月すなわち嘉永3年(1850)12月に幕府から分けて嚴重に命じられたとし、高鍋藩では諸士はもとより百姓町人に至るまで、藩の住民挙げて警戒するように、それぞれ心得しておくように命じたとある。この記事は、正しくは嘉永3年3月8日の記事であったのを、1年遅く誤って4年に掛けたものと判断できる。

嘉永4年(1851)3月8日異国船防御之儀、去12月従公儀分而嚴重被仰出候付、諸士初百姓町人=至迄、一統承知罷在、夫々心得之儀、被仰出

(6) 11月27日改元情報が高鍋に翌年到着。

(7) 「安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記(上)」34-35ページ 参照。

(8) 幕末期の海防上の最大関心事は、異国船来襲であった。(元文6年佐土原藩漂着船にたいする厳戒態勢と同様、異国船襲撃に対する警戒)

(9) 内藤藩『萬覚書』安政2年2月20日21日の条、『北浦町史』789、790。

黒木國泰「安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記(上)」。

(10) 黒木國泰「安政2年折生迫漂着江南沙汰寿商船について 上下」。宮崎県立図書館所蔵阿万文書『清國江南商船漂到日記』『清國江南沙汰寿商船漂到日記』。

(11) 永井哲雄「『御用帳』にみえる漂着船に関する在郷史料の一・二について—高鍋藩の寛政期から安政期の関係史料の紹介—」(黒木國泰『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』2001年、科研報告書)10-12頁。黒木國泰「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏」15頁『華僑ネットワークと九州』2006年中国書店。永井氏が在郷の貴

重資料を発掘しておられる。一日も早い公刊を期待したい。

(12) 日米和親条約の中の漂着関係条項は次の通り。下線は黒木。

第三條 合衆國の船日本濱漂着の時扶助致し其漂民を下田又は箱館に護送致し本國の受取可申所持の品物も同様に可致候尤漂民諸雜費は兩國互に同様の事故不及償候事

第四條 漂着或は渡來の人民取扱の儀は他國同様緩優に有之閉籠候儀致間敷乍併正直の法度には伏從致し候事

第五條 合衆國の漂民其他の共當分下田箱館逗留中長崎に於て唐和蘭人同様閉籠窮屈の取扱無之下田港内の小島周り凡七里の内は勝手に徘徊いたし箱館港の儀は追て取極候事

第六條 必用の品物其外可相叶事は雙方談判の上取極候事

(13) 元文4年(1739)6月23日先達而飢肥領琉球船漂着ニ付、長崎ニ此方ヲモ御届有之候処、琉球船ハ不及御届、唐船ニ而モ沖通り候斗ニ而ハ御届ニ不及由、御用聞糸屋四(郎)右衛門方申越候

(14) 天保6年(1835)閏7月22日福嶋異船渡來之節、御備無之候而ハ不相濟、鉄砲專要ニ付、習練之者、吟味在之候処、73人在之、其内足輕ハ勿論、遠見番代ル々々稽古被仰付、春一度火掛可申出否、改郡代代官見分可致、鉛代ハ差田川筋・市川筋七嶋代之内ヲ、塩消(焰硝)ハ献納之内ヲ、火繩ハ同所納之内ヲ相用候様被仰付

(15) 『続々本藩実録』卷1

安政二年乙卯年

○正月元日 近年異國船騒動之折柄、諸士操練無之ニ付、此度諸士一統操練被仰出、依之者頭中并越後流長沼流師範頭取并免許之者、操練御用掛被仰付、且又武術師範頭取之者江操練世話方被仰付

六月

十一日

○異躰之船壹艘遠沖ニ而船印等不相分、唐船

異國船不相分候段申出

十五日 操練之儀、調練と相唱候族も在之候付、以来一統操練と相唱候様被仰出

十九日 御改之節、越後流長沼流と次第ニ兵談候様被仰出訳ハ、越後流ハ先年ヲ相伝リ候処、長沼流先ニ兵談有之候付○長沼流砲術稽古、定日一六ニ相成ル